

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17



横芝

広報

横芝町の人口と世帯

〈3月1日現在〉

人口 12,849 (+1)

男 6,228 (+2)

女 6,621 (-1)

世帯数 3,149 (-2)

()内は前月比



福祉横芝の実現目ざす 新年度予算・総額で 十三億八千二百万円

昭和四十九年度横芝町一般会計および特別会計予算は、三月十一日から開かれた定例議会(会期十日)に上程され原案どおり可決されました。

会計別予算(単位千円)
一般会計 一、一四五、二〇〇
国保会計 二〇六、九九五
有線会計 二二、九二八
国民保養センター会計七、〇一四

なお、この議会で伊東町長は、次のような新年度予算の編成方針を述べております。

「私は、かねてから、福祉の増進・教育の振興・産業の開発を、〈施政の根本方針〉とする」と、公表して参りました。更に要約すれば、福祉横芝の実現を目ざして諸施策を講ずることが、私の変らぬ政治姿勢であります。

さて、この理想に向って前進するためには、具体的施策と予算の裏付けを必要とする事は申すまでもありません。先ず具体的施策をたて、これに必要なだけの予算を裏付けて行くことができれば理想であります。遺憾ながら現実には、先づ財源を考え、その許す範囲内で、諸施策を樹立して行くという方式を採らざるを得ないのであります。したがって、かかげたスローガン実現のための実施計画は、まことに徹々たるものとなってしまうことはやむを得ない現実であると、ご了承いただきたいのであります。

こうした現実下で、物価高騰や政府の総需用抑制政策等の社会状況の制約をうけながら編成したのが、四十九年度の予算案であります。予算規模は約十一億七千万円でありますが、そのうち自主財源によるものが約三億二千万円で、二七割、一億九千万円の起債を含めた依存財源によるものが約八億五千万円で七二・四割、いわゆる三割自治といわれる町村財政の弱さを示しております。

この予算案に見られるように、自主財源はまことに底が浅く、これ以上の大巾な伸びを期待することは、現状では不可能であります。そこで、国や県の補助金、支出金を大巾に引き出して、依存財源を大きくすることが、当面の苦心で

あり努力でありました。この予算案をご審議願うことによつて、福祉増進・教育振興・産業開発のための四十九年度の施策を、ご了承願いたいと思ひます。

これらの施策の中で、ごく主要な事業と新規の事業についてだけ申し上げて見たいと思ひます。

- 横芝小学校防音講堂新築、横芝小学校々舎増築、大総保育所防音改築、上界地区共同利用館新築等に約四億円を計上いたしました。
- 町道舗装、排水施設、公共用地取得等に約一億二千万円を計上いたしました。

横芝町農業振興会の設立を促して三百萬円の補助をいたしました。

○敬老祝金条例、交通遺児に手当を支給する条例、五十年年金保険料貸付条例等を制定して福祉行政の拡充をはかり一五〇万円の子算を計上いたしました。

次に上水道建設の問題でありますが、四十九年度に約八〇〇万円の負担を始めとして、五十四年度までの六年間に合計一億四千万円を支払うことになっております。

これは、今後の町財政にかなりの圧迫を加えることにはなりません。時代の推移と将来の公衆衛生を考慮し、町民の福祉を思う時、はからずも建設の機会に遭遇した我々の時代に、後代に対する義務としても、万難を排して遂行すべきであると考えております。

より十三億の町新年度予算 建設事業に五億円 三月定例会

新年度の会計予算を審議する町議会定例会は、去る三月十一日に招集され、会期を十日間と決め、会議は十一・十八・十九日の三日にわたって開催されました。

本議会では、町長から新年度の施政方針が発表されたほか、一般会計、特別会計(三件)の四十九年度予算案等、二十三件の議案が提出され、慎重審議の結果、各議案ともに原案どおり可決されました。

一般会計予算

一億四、五二〇万円を議定

新年度一般会計予算は、前年度を大中に上廻る一億四、五二〇万円と定められました。

建設事業の主なもの、次のとおりです。

共同利用施設建設事業

前年度の大総地区同施設の建設に引続き、上堺小学校敷地内に鉄筋コンクリート五八〇平方米(約一七五坪)の防音施設を建設するもので、建設費九千九百七万円が計上されました。

大総保育所防音改築事業

三五〇万円が計上されました。

た。

なお、一般質問では、山武郡市広域市町村圏整備計画に基づいた当町にかかわる事業の進捗状況および今後の町当局の考え方。農業振興地域整備計画に基づく今後の農政施策の方向、工場公害に対する町の対策、日本航空の進出予定に伴う現在までの経過と今後の町の考え方等々に関する質問がありました。

前年度建設の予定を本年度に変更されたもので、空港騒音対策事業の一環として、鉄筋コンクリート三二九平方米(約一〇〇坪)の防音施設を建設するもので、建設費三千四五百六千円が計上されました。

横芝小学校防音講堂改築事業

横芝小学校の講堂を防音改築するもので、鉄筋コンクリート一、二五四平方米(約三八〇坪)、建設費一億九、二五二万円が計上されました。

町道舗装及び排水事業

町道舗装二二か所、延長九、九七〇米、九千二五〇万円。排水整備事業、九か所、延長一、〇六〇米、三五〇万円が計上されました。

横芝小学校校舎増築事業

横芝小学校の校舎、鉄筋コンクリート三九四平方米(約二二〇坪)を増築するもので、建設費六千五百六十二千円が計上されました。

なお、特別会計では、国保会計二億六九九万五千円、有線会計二千九百九十八千円、保養センター会計七〇一万四千円と定められました。

高齢者に

敬老祝金を支給

敬老祝金条例が制定され、毎年九月十五日現在で、町の住民台帳に一年以上登録されている年齢七十才以上の方に、年額一千元が支給されます。

▽交通違反に手当を支給する条例の制定(四面に掲載)

▽五年々々金保険料貸付条例の制定

五年々々金加入者に対し、その保険料を貸付けるもの。

佐久間義一氏

人権擁護委員に再任

人権擁護委員の任期満了に伴い再び佐久間義一氏(木戸台)が推せんされました。そのほかに、中村淳氏(本町)・平山喜代次氏(北清水)が委嘱されております。

そのほかの議案は次のとおりです。

▽特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正

特別職の非常勤職員の報酬を四月から引き上げるもので、改訂額は次のとおり、選挙管理委員会委員長月額二二、〇〇〇円、同委員一〇、〇〇〇円、教育委員会委員長月額二二、〇〇〇円、同委員一〇、〇〇〇円、農業委員会委員長月額二二、〇〇〇円、同委員一〇、〇〇〇円、監査委員知識経験月額二二、〇〇〇円、同議会選出二〇、二〇〇円、固定資産評価審査委員、月額三、〇〇〇円、投票、開票管理者、選挙長、日額三、〇〇〇円、投票、開票、選挙立会人、日額二、六〇〇円、町医

校医、歯科校医、年額四〇、八〇〇円、学校薬剤師、年額八、六〇〇円、公民館分館長、年額一七、二〇〇円、地区総務員、年額六、〇〇〇円、および戸数一戸につき七四〇円、納税組合長、年額六、〇〇〇円および納税義務者一人につき三六〇円、その他の附属機関等の委員、日額二、四〇〇円。

消防団条例の一部改正

団員の定数を四一八名とし、報酬を引上げるもの。改定額は次のとおり。団長四二、〇〇〇円、副団長三二、八〇〇円、分団長二二、〇〇〇円、部長二二、九〇〇円、副部長九、〇〇〇円、班長五、一〇〇円、団員三、六〇〇円。

職員の旅費に関する条例の一部改正

町の職員の旅費基準を引上げる

もの。

▽税条例の一部改正

地方税法の改正に伴う条文の整理と町外居住者および特定法人の固定資産税第一期分の納期を五月とするもの。

▽有線放送電話施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

有線放送基本使用料等四月から引上げるもの、改定額次のおり、基本使用料、月額七〇〇円、受話器増設使用料、月三〇〇円、広告放送料一件(一日三回)につき、加入者九〇〇円、未加入者二二〇〇円、町外者二一〇〇円

▽国民健康保険条例の一部改正

被保険者の高額医療費に対し、その一部を支給するもの(詳細番号で紹介)

▽青年館設置及び管理に関する条例の一部改正

新設の寺方および取立青年館を加えるもの。

▽農用トラクター設置及び管理に関する条例の廃止

トラクター使用不可能のため廃止するもの。

▽町道の認定

栗山地先の、町の方譲住宅地内の新設道路を町道に認定するもの

▽山武郡市広域水道企業団の設置に関する協議

山武郡市における水道末端給水事業を共同で行なうため、山武郡市の各市町村(芝山、山武を除く)※

歩行者と自転車の事故防止 横芝では飲酒運転防止も

(春の全国交通安全運動)

春の交通安全運動が四月六日から十五日までの十日間、全国いっせいに行なわれます。毎年春と秋の二回行なわれる交通安全運動は回を重ねることに成果をあげています。その現われが、交通事故発生件数の二年連続減少であり、負傷者と死者の三年連続減少の記録です。交通事故ゼロをめざす私達にとつて、この成果はたいへんうれしいことであるといえます。

春の交通安全運動には、二つの目標があります。その一つは「歩行者の事故防止」であり、とくに子供の事故をなくすことです。悲惨な交通事故の絶滅は、まず歩行者の安全が守られなければなりません。去年の交通事故の記録を見ると六〇二名の犠牲者のうち歩行者は二二八名で、実に四〇％を占めています。しかもこの中には五五名の子供が含まれています。新学期を迎えた四月は、かわいい幼稚園児や小学生が街を喜喜として通ります。この子たちがいつも安心して道路を通えるよう、ドライバーをはじめ私達おとなが見守ってあげましょう。

目標の二番目は、「自転車の事故防止」です。近ごろは「ブーム」といわれるほど、自転車を利用する人々がふえています。マイカーを捨てて、自転車に乗りかえた人、買い物に自転車を利用する主婦、また、子供達もスポーツタイプの自転車に乗って得意気です。

このように自転車が多くなりますと、心配されることは事故です。去年の例では六四人が自転車に乗っているところを自動車にはねられ亡くなっています。いよいよ気候もよくなり行楽シーズンの到来です。一家そろつてのサイクリングを楽しむご家庭もあることでしょう。事故にあわないように、くれぐれも注意したいものです。

ところで歩行者事故、自転車事故の原因をみますと、その多くはドライバー側にあるのですが、中には被害者がもう少し注意したならば、その事故は防げたのではないかとと思われる例がたくさんあります。歩行者の左側通行や車の直前直後の横断。また、自転車の二人乗りあるいは傘をさしたり物を手やハンドルにさげの乗車、さらには交差点での誤った方法での

通行などは、事故につながる危険な行動です。

いすれにせよ交通事故をなくすためには、すべての人々が交通规则を守って、道路を通行することが一番たいせつなことです。春の交通安全運動をきっかけとして、ひとりひとりがもう一度交通安全規をひもといて確めたいものです。

町でも国、県の計画にそつて、安全運動が実施されますが横芝で

成東署管内酒飲事故発生状況

町村名	発生件数	死者	傷者	備考
成東町	3	1	2	県下12位
横芝町	5		9	
松尾町	4		4	
山武町	2		2	
芝山町	2	1	2	
蓮沼村	1		1	
計	17	2	20	

は、飲酒運転による交通事故が非常に多く、四十八年度では県内第十二位という不名誉な結果を残しています。今回の運動を機に町から飲酒運転も一掃したいものです。

※により企業団を設置するための協議をするもの。

▽千葉県自治センターを千葉市町村公平委員会の共同設置団体に加えること及び千葉市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の判定に関する協議(略)

▽横芝町外三町土木機械共同設置協議会の解散

道路補修のため設置されていた協議会(グレーダー)を三月限りで解散するもの。

▽昭和四十八年度国民健康保険特別会計補正予算の議定

歳入歳出ともに一、〇七六万三千円を追加し、予算総額を一億六、〇八万五千円とするもの。

▽職員退職手当の特例に関する条例制定について

退職する町職員の優遇措置を講ずるため退職手当の特例条例を設けるもの。

▽昭和四十八年度横芝町一般会計補正予算議定について

歳入歳出ともに三六一万九千円を追加し、予算総額を八億二六六万四千円とするもので、総合事務組合、広域行政組合負担金の計上および大総地区共同利用施設建設事業の費用の支出を翌年度に繰越するもの。

臨時議会(三月)

大総地区に建設される共同利用施設の建築費補正又は、請負契約四八年度事業の繰延べにともなう予算減額補正を議題に二月十九日臨時議会が開かれ次のように可決されました。

▼専決処分承認

昭和四十八年度補正予算の専決について承認を求めたもので、補正の内容は、大総地区共同利用施設の建設費不足分、二千六三三万九千円を追加するもの。

▽契約の締結

前記共同利用施設の建設工事の契約の議決を求めたもの、内容次のとおり

○本体建築工事

吉岡建設 五、八六〇万円

○衛生及び空調設備工事

庄司工業 二、七五〇万円

○電気設備工事

共和電気 一、五五〇万円

▽昭和四十八年度一般会計補正予算の議定

四十八年度の最終の補正で歳入歳出ともに二千三二一萬六千円を減額し、予算総額を七億九、九〇四万五千円とするもの。減額となつた主な事由は、四十八年度事業に予定されていた大総保育所防音工事および横芝小学校屋内体育館工事を翌年度に繰延べたことによるもの。

交通遺児の保護者に

月三千元の手当を支給

四月から実施

交通遺児を養育する保護者（本町の住民基本台帳に登録されている者）に、四月から遺児一人について月額三千元が支給されます。

この制度は、交通事故で父か母が死亡し、又は廃疾となった場合に、乳児から義務教育を終了するまでの交通遺児を養育する者に手当を支給するものです。なお、父母の廃疾の程度については、自賠法という三級（片腕又は片足がないか、あっても全々使えない者、両足の足指を全部失った者、片眼を失明し、もう片方の視力が0.1以下の者）以上となっています。

この手当を受けるには、町長の認定が必要ですが、そのためには障害程度の判かる医師の診断書及び交通事故証明書（警察署長の証明）を申請書につけていただくこととなります。その際に印かんが必要で、

手当の受給は、遺児手当受給資格者に認定されれば、認定された月から支給されます。手当の支給月は年三回で七月・十一月・三月に、支給月を含む前四ヶ月分がもらえます。また、受給資格がなくなった場合は、支給月でなくともその月に支給します。

受給資格者が次に該当する場合は手当がもらえなくなります。

- ① 交通遺児の保護者でなくなったとき
- ② 横芝町に住居登録がなくなったとき
- ③ 養育している交通遺児が死亡したとき
- ④ 養育している交通遺児が義務教育を終ったとき
- ⑤ 養育する交通遺児が養子縁組により養子となったとき
- ⑥ 父又は母である保護者が婚姻（事実婚を含む）したとき。

尚、手続きその他詳細は役場福祉保健課にお問合わせ下さい。

商業統計調査に

ご協力を!

五月一日現在で商業統計調査が実施されます。この調査は、通産省が二年毎に実施している統計調査で、全国の商店の販売活動の実態や商品の流れを明らかにして、商業政策上、とりわけ問題になっております中小企業施策、流通対策等行政上の基礎資料を得ることを目的とするもので、いわば「商業の国勢調査」ともいふべきものです。商店の皆様方には直接調査票の記入をお願いすることになりますが、どうかこの調査の主旨を

御理解いただきよろしく御協力下さいますようお願いいたします。

ここで御参考までに前回（昭和四十七年五月実施）の調査結果から横芝町の商業をみますと、商店数は約二百九十店、年間販売額は約五十三億円となっております。千葉県全体では五万八千店の一兆七億円、また全国では二百二十四万店で百三十七兆円にもなっています。これら商業界の動向をみますと、業種の専門化、或は商品の多様化、商店規模の拡大化などといったように著しい進展をみせています。しかしその反面、急激な都市化現象や流通機構の複雑化などに伴って様々な問題もあらわれてきています。

この調査はこれら当面する諸問題の解決をはじめ、商業の健全な発展を図るための資料とするためのもので、調査の方法は、千葉県知事から任命された調査員が後日、各商店にお伺いし、調査票をお渡ししますので、よろしくお願ひいたします。尚、提出していただくました調査票の内容は、統計の目的以外、たとえば課税の対象や、他の目的に使用することは絶対にありませんので正しい申告をされますようお願いいたします。

表彰

第二十四回千葉県消防大会は、去る三月六日千葉市の県教育会館で行われました。この大会で、県

下各市町村の消防関係功労者の褒賞が行われ、横芝町消防団長の市原茂雄氏に千葉県知事特別功労章が、また桜井東男、大沢一郎の両氏には日本消防協会勳章が贈られました。

選挙の投票所

横芝と上堺に増設

選挙の投票所が八ヶ所になりました。今迄は上堺1、横芝2、大総2の五つの投票所で行われてましたが、六月予定の参議院議員選からは八つの投票所で行われます。今回の投票所増設では、マンモス投票区であった上堺、東町児童館、中央公民館がそれぞれ二分され広範囲な投票区も縮小され有権者には一層投票が楽になりました。

投票所及び投票区

(部落名は投票区)

- 第一投票所（立会青年館）
立会・南川岸
- 第二投票所（上堺公民館）
南・宮前・屋形荒場・三本松・道貫・本郷・新島荒場・三島
- 第三投票所（栗山青年館）
栗山東部・栗山1・2・3・4
宮脇、T・C・C、南部1・2
- 第四投票所（東町児童館）
東町1・2・3・4、栗山4の2、四五会、東ヶ丘、青芝会、
- 第五投票所（鳥喰新田成就寺）
鳥喰新田、鳥喰上・下・沼
- 第六投票所（中央公民館）
上町1・2・3・4、本町1・2・3・4、古川、両国新田
- 第七投票所（寺方青年館）
小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、取立、長倉
- 第八投票所（大総小体育館）
木戸台、町原、姥山、遠山、中台、牛熊、谷台

予防接種予定(4月)

2日	役場・種痘・S48・3・1・48・8・31生まれ
8日	上小・破傷風
9日	役場・種痘検診
16日	上小・ツベルクリン・全児童
17日	横小・ツベルクリン・右に同じ
18日	上小・判定・BCG・右に同じ
19日	横小・右に同じ
23日	大小・ツベルクリン・右に同じ
24日	横中・ツベルクリン・全生徒
25日	大小・判定・BCG・全児童
26日	横中・判定・BCG・全生徒
30日	横小・破傷風

横芝の碑 (その十八)

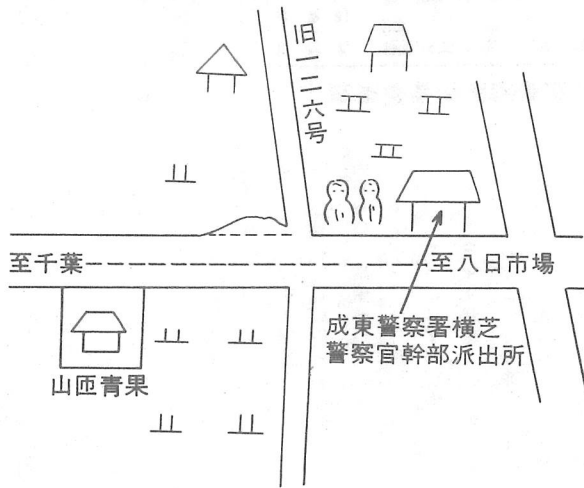
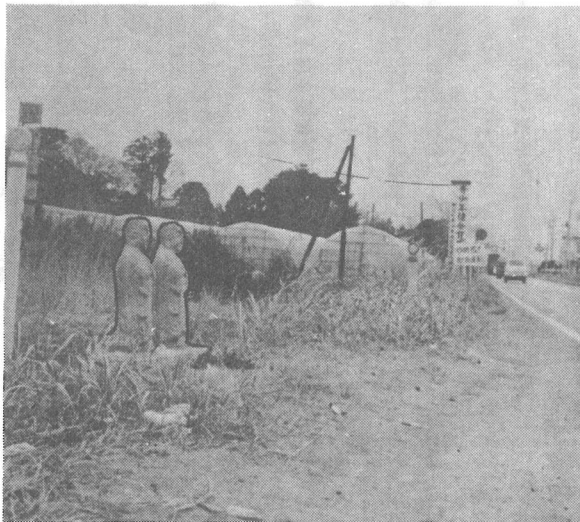
交通事故防止

悲願の地蔵様

一二六号線国道を、役場前から本町交差点に向って行きますと、交差点の手前約一〇〇メートルの所の左側に、道路に面して二体の地蔵様が建っているの気がつき

ます。このお地蔵様は、この附近の交通事故で命を奪われた若い従業員の追善供養と、交通事故防止の悲願を込めて、その主人の方が建立されたものだということです。

昭和四十四年十一月の或朝八日市場市武井青果店の従業員AさんとBさんは、昨日の午後東京神田の青果市場で仕入れた蜜柑を積んだトラックを運転して帰路につきました。昨日の夕方には買付けも済んでいましたが、夜道は混むからと、昨晩は東京に一泊して、今朝早く出発してきたのです。ところが、自分達の店まで後二十分足らずという横芝地先で、銚子方面から走って来たトラックと、殆んど正面衝突に近い状況で接触し、両方の車とも前部を大破し、AさんとBさんは即死し、相手の運転者も重傷という大事故が発生してしまつたのです。



Aさん、Bさんの御家庭の悲しみは勿論だつたと思いますが、大切な従業員を一挙に二人も失つた武井青果店主の痛恨と悲涙は大変なものだつたようです。そして、その時のこと等をこんなふうに話していました。

「思い出すなといわれても忘れられませんよ。昭和四十四年十一月二十六日午前六時半頃です。夜道は混むし、ライトの光等で事故が起きてはいけなから、一晚東京へ泊つて翌朝帰つて来いと言つてやつたのが仇になつたと思うと本当に可愛そうでなりません。一時は自動車をみるのさえ嫌になる位でした。時々死んでしまつたことを忘れて二人の名を呼び、ハッと気がついて泣いたりしたこともあり

ました。素直な気だてのいい若者だつたんですよ。あのお地蔵様もすぐ建ててやりたかつたのですがいろいろ手続きが面倒で遅れてしまいました。このお地蔵様を建てたからといって、この悲しみが消えるものではありませんし、あの二人が戻ってくる訳でもありません。でも何かの形で二人の冥福を祈つてやりたいんです。そして、その原因が交通事故という災難であると思うと他の人も絶対にこの悲惨な事故を繰返さないで欲しいという心がいっぱいです。相手の運転者の方は今では元気に働いてい

るということです。何よりのことと喜んでいますが、語り続ける武井青果店主の声に時々嗚咽が加わるのが私の胸には突刺るよう感じられました。

写真、並んで建っているのがそのお地蔵様で、足元にはよく切花やお線香が供えられています。並んで見えるビニールハウスは本紙十年一昔(四十六年六月)で紹介した場所です。ハウスの外れには「やめろ飲酒運転」等という交通安全の標識が見えています。車が走っているすぐ向うが本町交差点です。(本稿取材に当り、交通安全対策係海保主事並に八日市場市武井青果店主の協力を得たことを附言します。)

標準農業労賃きまる

農業労働賃金の標準額が、去る三月十八日山武郡内の農業委員長会議で次表のように決まりました。

	男	女
田 植	2,800円	2,700円
畑 作 業	2,200円	2,100円

水田耕起 3,500円 (10 a 当り) 人夫賃耕料
耕転深度15cm以上
機械田植 3,800円 (10 a 当り) 人夫賃作業料
(苗費別)

② 上記は旧当りの賃金で実労時間は8時間とする
賄は2回とし賃金には含めない

調理師の資格試験が

五月二十三日に行われます

調理師資格試験が五月二十三日

横芝町中央公民館(予定)で行わ

れます。この資格試験は民宿、飲食店などで調理に従事するものの資質向上を図ることにより調理技術の合理的な発達を図り、広くは国民の食生活を向上することを目的として行われるものです。

受験申込み等については次のとおりです。

受験資格 新制中学卒業または旧制中学二年修了、国民学校高等科修了者で飲食店、喫茶店、魚介類販売業、総菜製造業、集団給食施設で一年以上調理の業務に従事した者(ただし、実務経験は継続を

必要としない)

提出書類

一、受験願書、受験票、履歴書
調理業務従事証明書(証明書の氏名が婚姻などの理由で現在と変っている場合は、戸籍抄本または謄本を添付) 以上の用紙は保健所にあります。

一、卒業証明書一部(写でも可、ただし写しの場合は原本を持参下さい)

一、写真 六ヶ月以内に写したもので正面上半身脱帽無背景のもの、大きさは縦七横五の手数料 一、〇〇〇円
願書受付 四十九年四月十七、十

建設のあゆみ

3月~4月

完成した事業

①排水整備工事

栗山地先 252.4m

着工及び工事中の事業

①建築工事

特別県営住宅新築工事 20戸

大総小学校防音改築工事 1,719.55㎡

横芝町共同利用施設新築工事 583.465㎡

②道路舗装工事

新島線(道貫区間) 749.6m

古川線 410.0m

八、十九日の三日間、受付時間は午前九時~午後四時まで
願書提出先 松尾保健所(本人が持参して下さい)

試験科目 衛生法規、公衆衛生学
栄養・食品・食品衛生学、調理理論。

試験期日 昭和四十九年五月二十三日

試験場所 横芝町中央公民館(予定)

提出書類の用紙は四月八日から十三日まで松尾保健所で交付します。

交通事故で受けた賠償金は非課税です

交通事故や災難によって、心身に加えられた損害に対して、損害保険契約や生命保険契約にもとづいて支払いを受ける保険金、その他損害賠償金や慰謝料などをもらった税金はかかりません。

たとえば、町内に住むAさんの自宅に居眠り運転のトラックが飛び込みました。Aさんは大ケガをし、家もこわされました。とんだ災難を受けたAさんは、加害者から次のように損害賠償金などを受け取りました。

①心身に加えられた損害に対して一〇万円の損害賠償金を受け取った。入院中にかかった費用三

横芝俳壇

横芝句会三月例会

園児送り来てふららこに乗って見し
逆さまに子等の影ゆく春の川
栗山川貨車のひびきも春めきて
ルバングの救出報らす春の宵
ふらんこに子後の身軽く揺られおり
孫の留守ぶらんこ所在なく揺れる
遠くより春泥の自動車よけており
春の川あくたはけものめき流る
春の雲川面に淡き影を置く
草萌えや炎焼く人と道連れに
春の水水管からおどり落ちて
農道も畔も直線草萌ゆる

- 土屋 栗水
- 石川 奇水
- 若梅あやめ
- 藤代 ゆう
- 堀江 狸
- 佐久間実枝子
- 安井ゆずる
- 林 義村
- 加藤 庄長
- 三枝 句城
- 木下石果子
- 原 ひさし

②家が一部破損したので、家屋の損害額を時価で評価したら一〇〇万円であった。また家財の損害額は二〇万円であった。これに対して、加害者から損害賠償金として全額負担してもらった

③入院中に友人等から見舞金を二〇万円もらった。
この場合①、②については税金の対象になりません。③についてはAさんの社会的地位や、見舞金を下さった人とAさんの関係などから相当だと認められれば非課税となります。

入院中の費用は、医療費として医療費控除の対象になりますが、

保険金や、損害賠償金などは差し引いて、正味の医療費を計算することになりますので、Aさんの場合は、医療費控除対象額はあります。
交通事故死による保険金等
交通事故で一家のご主人が亡くなり、遺族が受けた生命保険契約による保険金や、交通事故傷害保険契約による保険金は相続財産とみなされますが、相続人一人について百五十万円までは相続税の課税対象とされません。加害者から受けた損害賠償金は全額無税です。